

路線バス、利用していますか？

○路線バスの現状

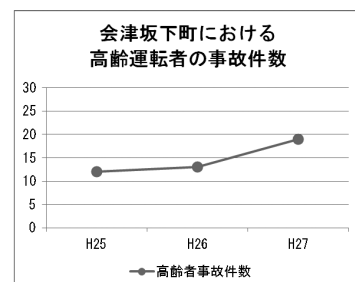
自家用車の普及や人口減少により、公共交通の利用者は減少し続けています。
通院や買い物、通勤・通学のための「生活の足」の存続が町の大きな課題となっています。

○私たちに必要な交通手段です

路線バスは、高齢者や子ども、体の不自由な方など、車の運転が困難な方々にとってはなくてはならない交通手段です。

また、高齢運転者による交通事故件数も増加傾向にあります。無理に運転するよりも、路線バスを利用するということも選択肢の一つです。

今はバスを必要としない人でも、将来、車を運転しなくなったとき、家族の通勤・通学などを考えると、路線バスは私たちの生活に必要な不可欠な移動手段なのです。



○みんなで路線バスを利用しよう

このまま、利用者数が減少すると、運行本数の減少や路線が廃止されるなどの可能性も出てきます。

たまには路線バスに乗り、車窓からゆっくり景色を眺めると、今まで気付かなかった新たな発見があるかもしれません。

- ・ 飲酒の機会などマイカーが利用できない場合は、路線バスを利用してみましょう。
- ・ 毎月1日はノーマイカーデーです。公共交通機関を利用してみましょう。



政策企画班
谷澤主事

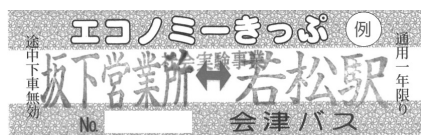
みんなで「生活の足」を守りましょう！

レッツ！路線バス♪



○高齢者にはお得な特典も！

65歳以上の方や運転免許証を返納された方へ、路線バス乗車券の補助を行う「公共交通と商店街が連携した高齢者にやさしいまちづくり社会実験事業」を実施しています。
(平成28年度福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金)



- ・ 65歳以上の方・・・指定の利用区間のエコノミー回数券(24枚)を交付しています。
- ・ 運転免許証を返納した方・・・6,250円分の普通回数券を交付しています。



※どちらにも該当する方は、ダブルで特典が受けられます！
さらに、本事業に参加されると協賛店舗でちょっとお得なサービスが受けられます。
詳しくは下記問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

農地を貸したい！農地を借りたい！

そんなとき… ～農地中間管理機構を活用ください～

農地中間管理機構とは？

農地中間管理機構は、「信頼できる農地の中間的受け皿」です。
都道府県知事が監督する公的機関である機構が農地を借り受け、担い手にまとまった形で農地を転貸する仕組みです。



農林振興班 吉田主事

こういうときに使えます！ 農地中間管理機構の仕組み

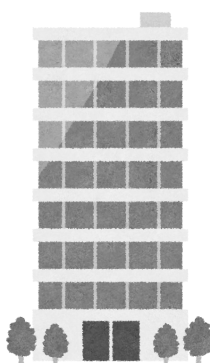
農地を貸したい人

リタイアするので農地を貸したい、農地を相続したけど自分では農業できないし…など、農地を貸したい方は、農地の属する市町村担当窓口へご相談ください。

公的機関への貸付となりますので、安心して貸し付けしていただけます。また、条件を満たせば協力金（※）も交付されます。



貸付



農地中間管理機構
(福島県農業振興公社)

貸付
(転貸)



農地を借りたい人

経営規模を拡大したい、分散した農地をまとめたい、農業者どうして経営地の利用権を交換して作業効率をあげたい方などへ農地をお貸しします。

農地を借りたい人は、機構が行う借り手の公募に応募（エントリー）してください。公募は随時行っています。



※協力金とは…農業からのリタイアや経営転換のため、自作地を農地中間管理機構に10年以上貸し付けた場合、面積に応じて協力金が交付されます。

交付には条件がありますので、詳しくは担当窓口へご相談ください。

協力金の申請を考えている方は、今年度については9月9日（金）まで申請が必要です。

【農地の貸し借りの流れ】

①農地中間管理機構（福島県農業振興公社）が区域を定めて農地の借り手を公募します。

※今年度より公募は、随時行っています。

②借入希望者が応募（現在、登録されている方は応募の必要ありません。）

③応募者の公表（福島県農業振興公社HPなどでの公表）

④農地を貸したい人は、農地の属する下記の担当窓口へ相談します。

⑤貸し手、借り手の調整後、その結果を公告し、貸借が決定します。

※相続が完了していない土地は貸すことができない場合があります。

お気軽に
ご相談
ください！



農林振興班 齋藤主事

【問い合わせ先】産業課 農林振興班 振興係
会津坂下町農業委員会
J A会津よつば坂下営農経済センター営農課

☎ 84-1505
☎ 84-1534
☎ 83-1791

介護職員を目指しませんか

～介護職員初任者研修受講料の一部を補助します～

町では、介護職員を目指し、介護職員初任者（訪問介護員の養成）研修を受講修了した方に費用の一部を補助します。



保険年金班 渡部主任主査

介護職員初任者研修は、訪問介護（日常生活を送るのが困難な高齢者などの家庭を訪問して、入浴・食事、掃除、洗濯などの日常生活全般の援助を行うこと）の業務に携わる方が必要な研修です。

介護の仕事は大変だと思われる方も多いと思いますが、人と人との触れ合いの中で、とてもやりがいをもって働かれている方が多くいらっしゃいます。

町内には、訪問介護事業所が7か所ありますので、制度を利用して、介護職員を目指してみたいはいかがでしょうか。

1. 補助対象（次の要件をすべて満たす方）

- (1) 介護職員初任者研修を受講し修了していること。
- (2) 会津坂下町に住所を有していること。
- (3) 研修修了後、同じ年度内に、町内の介護保険サービス事業所に就業または、次年度の初日（4月1日）からの就業について、内定を得ていること。
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) 研修受講料で、他の補助金等の交付を受けていないこと。

2. 補助金額

受講料および教材費を合わせた額の半額（1,000円未満切り捨て）とし、上限50,000円。

3. 申請方法

研修修了後同じ年度内に、補助要件を満たした時点で、下記の書類を生活課保険年金班高齢者支援係（⑤窓口）に提出してください。

- (1) 介護職員初任者研修補助金交付申請書（様式第1号）※
- (2) 介護員養成研修事業者（研修機関）が発行する介護職員初任者研修に係る受講料および教材費の領収書
- (3) 町税の納税証明書（最新の証明書）

※申請書は会津坂下町ホームページからダウンロードできます。
<http://www.town.aizubange.fukushima.jp>

トップページ → くらし・手続き → 保険・年金 →

介護保険 → 介護職員初任者研修の受講就労補助について





町最大のスポーツイベント！

あいづばんげ

『いにしえ街道』

マラソン大会

2016



駒澤大学陸上競技部 OB
安西秀幸選手



平成 28 年 10 月 16 日 (日)

参加申込締め切り 9 月 16 日 (金)

▼部 門

▼参加料

- 小中学生 500 円
- 高 校 生 1,500 円
- 一 般 2,500 円
- 親子競走 3,000 円
- ペア 5,000 円

【参加料はマラソン保険料含む】

◆ 10 年ぶりに復活

今大会より一般ペアオープン
(18 歳以上仮装含む) の部門を追加しました。
ぜひ、ご参加ください。

部門	競技者区分	距離	部門	競技者区分	距離
1	中学生男子	5 km	13	小学 4 年生男子	2 km
2	高校生男子		14	小学 4 年生女子	
3	男子 C (39 歳以下)		15	小学 3 年生男子	
4	男子 D (40 歳以上)		16	小学 3 年生女子	
5	男子 E (50 歳以上)		17	一般ペアオープン(仮装含む)	1 km
6	男子 F (60 歳以上)		18	小学 2 年生男子	
7	中学生女子	3 km	19	小学 2 年生女子	
8	高校生以上女子		20	小学 1 年生オープン	
9	小学 6 年生男子	2 km	21	親子(お父さんと 1 年生以下の子ども)	
10	小学 6 年生女子		22	親子(お母さんと 1 年生以下の子ども)	
11	小学 5 年生男子		23	親子(お父さんと園児の子ども)	
12	小学 5 年生女子		24	親子(お母さんと園児の子ども)	

▼主 催 会津坂下町

▼大会事務局・問い合わせ先

あいづばんげ『いにしえ街道』マラソン大会実行委員会事務局

NPO 法人スポーツクラブバンビィ TEL・FAX 83-2301 (町民体育館内)

高齢者に関する事業を紹介します

会津坂下町は、介護保険制度によるサービス以外に下記のような事業を実施しています。
詳しくは各事業の問い合わせ先にご連絡ください。

事業名 【対象者】	事業内容	個人負担など	問い合わせ先
長寿祝金事業 【町に1年以上住所を有する方】	各年齢に達する誕生月の翌月（100歳は誕生日当日）に祝金を配付する。 ○ 100 歳： 10 万円 ○ 90 歳： 3 万円 ○ 80 歳： 2 万円	—	生活課 福祉健康班 ☎ 84-1522
紙おむつ給付事業 【在宅の寝たきり老人など】	介護保険法による要介護度4および5の方で、在宅（入院・入所を除く）で生活されている方に対して1ヶ月3,000円の給付券を支給する。	3,000円を超える分は個人負担	生活課 福祉健康班 ☎ 84-1522
軽度生活援助事業 【一人暮らし老人・高齢者世帯で所得税非課税世帯】	除雪（玄関から道路まで）・家事補助・雪囲いなどの雑作業・軽易な仕事を依頼できる。 ※屋根の雪おろし、除草は非該当	1時間150円 1ヶ月2回まで、1回2時間が限度	社会福祉協議会 ☎ 83-1368
日常生活用具給付事業 【一人暮らし老人など】	緊急通報装置を設置する。	住民税課税状況により個人負担あり	社会福祉協議会 ☎ 83-1368
配食サービス事業 【一人暮らし老人など】	調理が困難な方などへ安否確認を含め、週2回（月・金の昼食）弁当を配達する。	1回300円	生活課 福祉健康班 ☎ 84-1522
やさしい住まいづくり助成事業 【一人暮らし老人・高齢者世帯（所得制限あり）】	手すりの取り付け、段差の改善、洋式トイレへ取り替えなどの改修工事を対象とする。 ※介護認定者・障がい者を除く	費用の9割を補助（上限18万円とする）	生活課 福祉健康班 ☎ 84-1522
デイサービス事業 （元気老人生きがいデイサービス） 【介護認定非該当の高齢者】	送迎日帰りで、趣味の活動や日常動作訓練、入浴などにより身体機能などの低下を予防する。	1回700円	生活課 福祉健康班 ☎ 84-1522
寝具乾燥消毒サービス事業 【在宅の寝たきり老人など】	業者による寝具の洗濯消毒などを年1回実施する。	特殊なものを除き負担なし	社会福祉協議会 ☎ 83-1368
家庭系ごみ戸別収集事業 【一人暮らし老人、高齢者・障がい者のみで構成される住民税非課税世帯】	ごみを集積所まで出すことが困難な対象世帯に対し、安否確認も含めてごみの戸別収集を週1回実施する。	個人負担なし	生活課 戸籍環境班 ☎ 84-1500

後期高齢者医療制度に加入されているみなさまへ

8月1日から、 保険証が新しくなります

現在お使いの保険証は、平成28年7月31日までの有効期限となっています。

7月中旬に新しい保険証（ピンク色）を郵送しましたので、8月1日からはそちらをご使用ください。



保険年金班
岡崎主査

用紙の色は
オレンジ ⇒ ピンク
に変わります

後期高齢者医療被保険者証		
有効期限 平成29年7月31日		
被保険者番号	01234567	
被保険者	住所 会津坂下町〇〇1-1	
	氏名	男
	生年月日	昭和××年〇月△日
資格取得年月日	平成☆☆年〇月△日	
発行期日	平成☆☆年〇月△日	
交付年月日	平成28年8月1日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号 並びに保険者の 名称及び印	39074216 福島県後期高齢者医療広域連合 	

有効期限は
平成29年7月31日まで

医療機関の窓口での
負担割合です。
ご確認ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の発行について

同一世帯の全員が住民税非課税の方は、申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受け取ることができます。

入院した時に、この証を医療機関に提示すると、食事代が右表の負担額までに減額されます。

また、外来でも医療機関の窓口での支払いが限度額までとなります。該当すると思われる方は、生活課保険年金班（⑤窓口）に申請してください。

世帯区分		食事代 (1食あたり)
一般（下記以外の方）		360円
低所得者 Ⅱ（※1）	90日までの 入院	210円
	90日を超える 入院	160円
低所得者Ⅰ（※2）		100円

※1 世帯の全員が住民税非課税の方

※2 世帯の全員が住民税非課税で、かつ年金収入80万円以下などの方

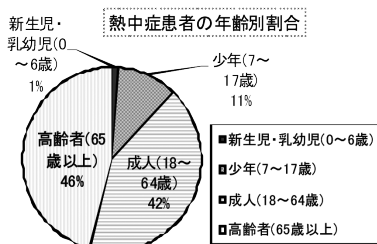
【問い合わせ先】生活課 保険年金班（⑤窓口） ☎ 84-1513



熱中症予防のために

～「水分補給」と「暑さを避けること」で、元気に夏を楽しみましょう！！～

熱中症になった方の約半数が高齢者です！！



①体内の水分が不足しがち

高齢者は体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

②暑さやのどの渇きを感じにくい

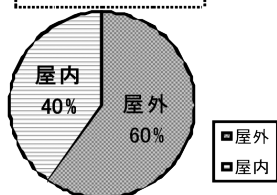
加齢により、暑さやのどの渇きへの感覚が鈍くなり、暑さや渇きを感じないから大丈夫と思いがちです。

③体の外へ熱を逃がす働きが低下している

汗をかく量が少なく、体に熱がたまりやすくなっています。

熱中症は、屋内で何もしていないときでも発症します！！

熱中症の発生場所



「部屋の中にいるから大丈夫」と思っていないでしょうか？
実は、熱中症の多くが屋内で発生しています。また、夜間に発症することも…。
家の外だけでなく、中でも熱中症には注意が必要です。
すだれやカーテンで直射日光を遮る、換気をする、クーラーや扇風機を使用するなど部屋の温度が上がらないようにしましょう。



予防できているかチェック☑

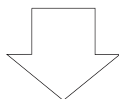
- ☐ こまめに水分補給をしている。
- ☐ 部屋の温度を測っている。
- ☐ 熱いときは無理をしない。
- ☐ 涼しい場所、施設を利用。
- ☐ シャワーやタオルで体を冷やす。



- ☐ エアコン・扇風機を上手に使用している。
- ☐ 緊急時・困ったときの連絡先を確認している。
- ☐ 部屋の風通しを良くしている。
- ☐ 涼しい服装、外出時には帽子、日傘を使用。

もしも

自分で水が飲めない、意識がない、痙攣（けいれん）、身体があつい、返事がおかしい



こんな症状がでたときは…

大変危険な状態です！すぐに救急車を呼びましょう！！



【問い合わせ先】生活課 保険年金班 ☎ 84-1513

「高齢受給者証」をご確認ください

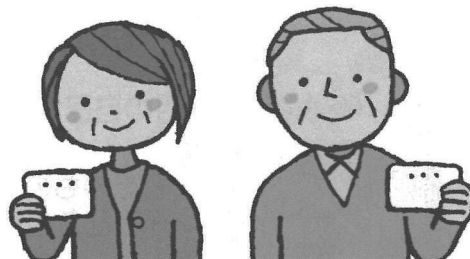
国民健康保険に加入している 70 歳以上の方が医療機関にかかる際に提示する「高齢受給者証」を、7 月下旬に国保税の納付書に同封してお送りしています。該当する方は必ずご確認の上、8 月 1 日以降はこちらを使用してください。

国民健康保険高齢受給者証			
交付年月日 平成28年8月1日			
記号	島47	番号	00000000
世帯主	住所氏名	性別	男女
対象者	氏名	性別	男女
生年月日	昭和〇年△月××日		
一部負担金の割合	↓		
発効期日	平成28年8月1日		
有効期限	平成29年7月31日←		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	会津坂下町 印		

医療機関での負担割合です。
(下表をご参照ください)

有効期限は平成 29 年 7 月 31 日までです。(ただし、75 歳になる方は誕生日の前日までとなります)

70 歳以上 75 歳未満の方



医療機関で支払う一部負担金の割合は、平成 27 年中の所得に応じて下表のとおりとなります。

負担割合	負担区分	判定基準
2 割	低所得Ⅰ	世帯主および国保被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円になる方
	低所得Ⅱ	世帯主および国保被保険者全員が住民税非課税の方
	一般	住民税課税の世帯の方で一定以上所得者区分にあてはまらない世帯の方
2 割 (75 歳到達まで特例措置により 1 割)	低所得Ⅰ	平成 26 年 4 月 1 日以前に 70 歳になられている方 (負担区分の判定基準は、上記 2 割と同じ。)
	低所得Ⅱ	
	一般	
3 割	一定以上所得者	70 歳以上の国保被保険者のうち、1 人でも課税所得が 145 万円以上の方が同一世帯にいる方

※「一定以上所得者」のうち次に該当する方は、申請により「一般」に区分されます。

- ・ 70 歳以上の国保被保険者が 1 人の世帯で、総収入 383 万円未満
- ・ 70 歳以上の国保被保険者が 2 人以上の世帯で、総収入 520 万円未満

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」は、交付申請が必要です！

国民健康保険に加入している方が、入院や継続した療養の際に使用する「限度額適用認定証」および「標準負担額減額認定証」は、自動更新されませんので、更新手続きが必要です。有効期限が 7 月 31 日ですので、8 月 1 日以降も引き続き必要な方、または新たに必要となる方は交付申請をしてください。



保険年金班
田中主事

“お薬手帳”を持参すると薬代がお得になる？

今年 4 月から、薬局には“お薬手帳”を持って行った方が、お薬代が安くなる場合があります。これは、診療報酬の改定により、その方が薬剤服用歴管理指導料の額が低くされたことによるものです。(ただし、6 か月以内に同じ薬局で調剤を受けた場合に限られます。)
詳しくは、かかりつけの薬局にお問い合わせください。

齋藤町長のスマイルトーク

成人式によせて



8月15日(月)、成人式が開催されます。町では、町外で暮らす中学校卒業生も招待しています。今年の新成人は243名。そのうち町内在住者の割合は、全体の約6割、中学校卒業生の約5割です。町の人口は、現在約1万6000人。今後も減少が続くものと推測されます。

多くの若者にふるさとで暮らしていただきたい。そのためには、現在町に住む方が、住みやすさを実感し、町への愛着や日常の幸せを感じる事ができることが基盤です。

嬉しいことに、式には例年約8割と多くの出席をいただいています。新成人が自ら実行委員会を組織し、手づくりで開催するなど、様々な工夫もあります。同級生や恩師、地域の方々を通して、町への愛着を持っていただいている表れです。

新成人のみならずには、心からのおめでとうをお伝えしたい。そして、町民のみならずともに、さらなる魅力あるまちを創っていただきたい。そう思っています。

坂下高校美術部展 2016 開催

6月14日から20日まで、中央公民館1階ロビーにおいて坂下高校美術部展2016が開催されました。

生徒の個性豊かな作品に、中央公民館を訪れた人は思わず足を止めて鑑賞していました。ロビーで休憩をしていた人は、「いつもは何もない場所なので、こういう展示がしてあるのにぎやかでいいね」と話していました。



社会を明るくする運動 出発式

7月1日、庁舎前で「社会を明るくする運動」の出発式が開催されました。齋藤町長と実施委員会副委員長の佐藤裕一氏が「犯罪や非行の防止と更生について地域社会の理解と協力を広げましょう」と挨拶をしました。

保護司や更生保護女性会の会員ら30人が参加し、JR只見線の駅やバス停などで、非行防止を呼び掛けるポケットティッシュを乗降客や通行人の方々に手渡しました。



子育てふれあい交流センター オープン

子育てに関する拠点として整備した「子育てふれあい交流センター(旧金上小学校)」が7月3日オープンしました。午前9時30分より事業開始。レモニーが行われ、終了後、各遊び場が開放となりました。当日は子ども54名、保護者47名、合計101名とたくさんの方に遊びに来ていただき、センター内には元気いっぱい声が響いていました。

ぜひ、お子様と一緒に遊びにきてください。

